

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	農林水産省・復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	東日本大震災の被災者等が被災農用地に代わる農用地を取得した場合の課税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	東日本大震災の被災者の経営再建を税制面から支援するため、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の非課税措置について、この適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。		
関係条文	[地方税法附則第51条第3項]		
減収見込額	[初年度] — ( — )	[平年度] — ( — )	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] —		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針（東日本大震災復興対策本部）」（平成23年8月11日改定）</p> <p>5 復興施策</p> <p>(3) 地域経済活動の再生</p> <p>③農業</p> <p>(i) (前略) 被災地の農林水産業の復興を図り、日本全国のモデルとなるよう取組を進め、東北を新たな食料供給基地として再生する。</p> <p>(ii) (前略) 農業経営再建のための必要な資金調達の円滑化を図り、被災地でもう一度農業を営むことができるよう経営再開までの切れ目のない支援を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>被災農地については、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	14 - 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進」
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間延長 （「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）等により、復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とされたところ、令和3年度からの5年間は「第2期復興・創生期間」との位置づけられているため）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	令和2年1月における被災農地の復旧率は93%
有効性	要望の措置の適用見込み	（令和3年度見込み） 適用件数：8件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災代替農地の取得を促進し、被災地における営農再開が促進されることにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税（登録免許税） ・東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（印紙税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度創設